

事務局規程

2016年11月28日 制定

2022年11月30日 改定

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会の事務局の運営に関する基本事項を定め、事務の能率的な運営をはかることを目的とする。

(設置場所)

第2条

事務局は理事会の議を経て設置された事務所の中に置く。

(開設日および時間)

第3条

事務局は、原則として月曜日から金曜日までの毎日、午前9時から午後5時までの間、業務を行う。ただし、法律が定める国民の休日および振替休日は除く。

(総務事務)

第4条

総務事務においては、以下の各号の事務を掌る。

- (1) 総会、理事会、企画運営会議に関すること
- (2) 理事、監事の就任、退任に関すること
- (3) 文書の收受および保管に関すること
- (4) 会長印、学会印、理事印等公印の使用および保管に関すること
- (5) 定款、規程等に関すること
- (6) 備品、消耗品の調達および保管に関すること
- (7) 他の学協会との共催に関すること

(経理事務)

第5条

経理事務においては、以下の各号の事務を掌る。

- (1) 予算および決算に関すること
- (2) 現金、預貯金の出納および保管に関すること
- (3) 公租、公課に関すること

(4) 収支諸証書の審査および保管に関すること

(会員事務)

第6条

会員事務においては、以下の各号の事務を掌る。

- (1) 会員の入会、退会、会員サービスおよび会員の増減に関すること
- (2) 会員原簿に関すること
- (3) 会員の異動に関すること
- (4) 会費の請求および徴収に関すること
- (5) 学会誌の発送、保管に関すること

(書類の保存)

第7条

作成日より原則 2 年間とする。ただし、別に法令および定款、諸規程に定めがあるものは、それに従う。

(事務局長)

第8条

事務局長は、理事会の議を経て、会長が任命する。

- 2 事務局長の任期は原則 2 年とする。ただし、理事会の議を経て延長することができる。
- 3 職員を置いた場合には、相互協力し事務を分掌する。

(職員)

第9条

理事会の議を経て、事務局に職員を置ける。

- 2 職員は事務局長と相互協力し事務を分掌する。

(委任)

第10条

本規程に定める外、必要な細目は、理事会の議を経て事務局長が別に定める。

(改廃)

第11条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2016年11月28日 制定

2022年11月30日 改定

以上